

リサイクル燃料貯蔵株式会社		
提出日	2022年3月18日	
管理表 No.	0309-09	改訂 00
	0309-10	改訂 00
	0309-16	改訂 00
	0309-17	改訂 00

項目	コメント内容
廃棄施設 (第一条) 汚染の拡大防止 (第20条)	(0309-09) 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針(PDF66)のドラム缶の固縛について、事業許可申請書添付 6-241 でいう「ステンレス製等の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる」の約束が読めない。説明すること。
	(0309-10) 「添付 13-1 廃棄物貯蔵室に関する説明書」(PDF2521～)において、全体的に貯蔵対象が事業許可でいう「ドラム缶、ステンレス製等の密封容器」であることが不明瞭。事業許可との整合及び貯蔵対象の明確化の観点で、何を貯蔵するのか説明すること。 (別添 I P33 (PDF40)、添付 15P2, 3 (PDF2614, 2615), 添付 17-4P2 (同 2670) にはステンレス製等の密封容器の記載があるので、それも踏まえて明確にすること) また、添付 13-1P6 (PDF2528) に、ドラム缶の仕様はあるがステンレス等の密封容器が分からない。ステンレス等の密封容器の仕様について説明すること。記載しないのであればその理由を説明すること。
	(0309-16) 事業許可申請書本文 P36 でステンレス製等の密封容器は「浮上しない」とある。他の関連コメント回答においてステンレス製等の密封容器の仕様を説明する際に、浮上しない構造を合わせて説明すること。
	(0309-17) ステンレス製等の密封容器について、漂流防止対策とその評価を説明すること (ドラム缶の評価に含まれるのであれば現状の評価に含めて説明してもよいが、ドラム缶は浮上する想定なので、その違いによる影響の有無を少なくとも説明すること)

(回 答)

事業変更許可申請では、固体及び液体廃棄物はドラム缶もしくはステンレス製等の密封容器に封入した後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄することとしている。

今回の設工認申請では、固体及び液体廃棄物はドラム缶に封入した後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄することとしており、ステンレス製等の密封容器は申請対象としていない。(別添 I 2.4 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 P. I2.4-2 (PDF66) 参照)

ただし、事業変更許可申請書との整合の観点から、廃棄物貯蔵室の仕様に関する記載に関しては、ステンレス製等の密封容器に関する記載も載せている。(別添 I 1.11 汚染の拡大防止の基本設計方針 P. I1-33 (PDF40) 等を参照)

今後、ドラム缶に収納することが難しい廃棄物が発生した場合には、改めてステンレス製等の密封容器について設工認申請を行い、認可後に運用する。

なお、今回の設工認申請書では廃棄物としてステンレス製等の密封容器は申請対象外のため、添付書類 3 P.5 第 3-1 表 (PDF613) のステンレス製等の密封容器の記載を添付のとおり修正する。

以上

